

平成29年4月1日から平成34年3月31日までに
介護福祉士養成施設を卒業した方々を対象とする経過措置の
解説と介護福祉士登録の手続きのご案内

平成29年7月

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

- 「平成29年4月1日から平成34年3月31日までに介護福祉士養成施設を卒業した方々を対象とする経過措置の解説と介護福祉士登録の手続きのご案内」のポイント

1 経過措置とは

平成29年度から平成33年度までに介護福祉士養成施設を卒業した方々は、介護福祉士試験に合格しなくても（不合格又は受験しなかった方々）、（公財）社会福祉振興・試験センター（以下「試験センター」という。）に登録申請することにより5年間の有期限の介護福祉士の登録を受けることができるというもの。

2 介護福祉士登録証の記載（平成29年省令第59号第4条）

経過措置による登録証は、

「改正法附則第6条の2第1項該当年月 平成〇〇年〇〇月」

と記載されること。

（参考）介護福祉士試験合格者は「試験合格年月 平成〇〇年〇〇月」

3 資格登録有効期限（改正法附則第6条の2）

経過措置による介護福祉士の登録の有効期限は、養成施設卒業年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日（5年経過日）までであること。

資格登録後に、登録証及び試験センター理事長名による「資格登録有効期限通知書」が送付される。

なお、介護福祉士登録証には資格登録有効期限は記載されないこと。

4 資格登録有効期限の解除（改正法附則第6条の2、第6条の3）

(1) ①資格登録有効期限までに介護福祉士試験に合格する、又は②介護福祉士養成施設卒業年度の翌年度の4月1日から5年間継続して社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護等の業務に従事したことを試験センター登録部に届け出る、ことにより試験センター理事長名による「資格登録有効期限解除通知書」が送付され、介護福祉士の登録は資格登録有効期限の翌日以後も有効となること。ただし、登録事項（登録証に記載されている「改正法附則第6条の2第1項該当年月」）に変更はないものであること。

(2) (1)の②については、5年間の全ての従業先の事業主等が証明した「介護等業務従事証明書」※を試験センター登録部に届け出る必要があるため、使用者の協力が不可欠であること。

※ 従業期間が連続して1,825日以上かつ従事日数が通算900日以上

5 介護福祉士の登録の消除（改正法附則第6条の2）

(1) 資格登録有効期限（5年経過日）に介護福祉士の登録は効力を失い（4の者を除く。）、資格登録有効期限の翌日付けで介護福祉士の登録は消除されること。

介護福祉士の登録の効力を失ったときは、資格登録有効期限から14日以内に、試験センター登録部に介護福祉士登録証を返納しなければならないこと。

(2) 現に介護福祉士として就労している者は、直ちに事業主等に資格登録の効力を失った旨を告知し、「サービス提供体制強化加算」など算定要件を満たさない届出が行われないよう注意すること。

6 育児休業した場合の資格登録有効期限（改正法附則第6条の4）

育児休業した場合、試験センター登録部に届け出ることにより試験センター理事長名による「資格登録有効期限変更通知書」が送付され、資格登録有効期限は当該休業した期間の日数分延期されること。

※1 改正法附則第6条の4により認められる休業期間は、5年が上限

2 「災害、疾病その他やむを得ない理由による休業」に係る手続き等については、厚生労働省と調整中

< 解説編 >

< 目 次 >

ページ

1 経過措置の概要	
(1) 経過措置とは	1
(2) 経過措置の対象者	1
(3) 登録事項と登録証の記載	1
ア 介護福祉士試験合格者の登録事項と登録証の記載	1
イ 経過措置対象者の登録事項と登録証の記載	1
2 平成30年3月に養成施設を卒業した方の介護福祉士登録等	2
(1) 経過措置による登録の概要と手続き	2
ア 新規登録の概要と手続き	2
(ア) 新規登録の概要	2
(イ) 新規登録の手続き	2
図－新規登録の概要と手続き	3
イ 改正法附則第6条の2第1項により新規登録を受けた方のそれ以降 の選択肢と手続き	4
(ア) 経過措置による介護福祉士登録の有効期限とその解除	4
(イ) 改正法附則第6条の2第1項により新規登録を受けた方が第31回 から第35回までのいずれかの介護福祉士試験に合格した場合	4
(ウ) 改正法附則第6条の2第1項により新規登録を受けた方が養成施設を 卒業した年度の翌年度の4月1日から資格登録有効期限まで、5年 間継続して介護等の業務に従事した場合の手続き	4
(エ) 改正法附則第6条の2第1項により新規登録を受けた方が(イ)、(ウ) のいずれも該当しない場合の手続き	6
図－新規登録後の選択肢と手続き	7
(2) 育児休業等の概要	8
ア 育児休業等の範囲	8
イ 育児休業又は介護休業した場合の手続き	8
ウ 育児休業又は介護休業の届出をした場合の資格登録有効期限	8
図－育児休業した場合の資格登録有効期限	9
(3) 住所変更届の提出等	10
ア 住所変更届の提出等	10
イ 事業主等への介護福祉士登録の失効の告知	10

1 経過措置の概要

(1) 経過措置とは（資料編 1，2 参照）

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）（以下「新法」という。）の施行により、平成29年4月1日から介護福祉士養成施設卒業者も介護福祉士となる（介護福祉士登録を受ける）には介護福祉士試験に合格しなければならない（新法第39条）こととなりましたが、新法の施行（平成29年4月1日）から平成34年3月31日までに介護福祉士養成施設を卒業した者については、介護福祉士試験に合格しなくても（不合格又は受験しなかった者）、卒業年度の翌年度から5年間は介護福祉士となる資格を有する者とする経過措置※が設けられています。

※ 資料編 P2 参照

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）第5条 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）の一部改正（以下「改正法」という。）

(2) 経過措置の対象となる方（資料編 4 参照）

平成29年4月1日から平成34年3月31日までに介護福祉士養成施設を卒業（修了）した方（新法第40条第2項第1号から第3号のいずれかに該当）が、この経過措置（卒業年度の翌年度から5年間は介護福祉士となる資格を有する。）の対象となります。

(3) 登録事項と登録証の記載

ア 介護福祉士試験合格者の登録事項と登録証の記載

(1) のとおり、平成29年4月1日より介護福祉士となるには介護福祉士試験に合格しなければならないこととなったため、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第24条の2（介護福祉士の登録事項）第3号が「介護福祉士試験に合格した年月」に改正されています。

このため登録証の記載は、「試験合格年月 平成○年○月」となります（資料編 6（1）参照）。

イ 経過措置対象者の登録事項と登録証の記載

(2) の経過措置の対象の方が介護福祉士の登録を受ける場合の登録事項は「改正法附則第6条の2第1項に該当するに至った年月」と規定（平成29年厚生労働省令第59号第4条）されているため、登録証の記載は「改正法附則第6条の2第1項該当年月 平成○年○月」となります（資料編 6（2）参照）。

なお、資格登録有効期限（介護福祉士養成施設卒業年度の翌年度の4月1日を起算日として5年を経過する日まで）については、（公財）社会福祉振興・試験センター理事長名で発行する「資格登録有効期限通知書」（資料編 7（1）参照）によりお知らせします。

2 平成30年3月に養成施設を卒業した方の介護福祉士登録等

(1) 経過措置による登録の概要と手続き

ア 新規登録の概要と手続き（P3「新規登録の概要と手続き」参照）

(ア) 新規登録の概要

- ① 第30回介護福祉士試験に不合格、又は受験しなかった方が経過措置による介護福祉士登録の対象となります。
- ② 不合格通知とともに、「経過措置のご案内」及び「新規登録の手引（経過措置対象者用）」をお送りします。これまでの介護福祉士養成施設卒業者と同様に登録申請書等を提出することにより介護福祉士の登録を受けることができますが、登録の有効期間は卒業年度の翌年度から5年間です。
- ③ 養成施設担当者様に例年通り必要部数を確認の上、12月に「新規登録の手引（経過措置対象者用）」及び「経過措置のご案内」をお送りします。

(イ) 新規登録の手続き

- ① 第30回介護福祉士試験に不合格となった方
 - a 下記3点を（公財）社会福祉振興・試験センター（以下「試験センター」という。）よりご本人に送付します。
 - (a) 「介護福祉士国家試験不合格通知」
 - (b) 「経過措置のご案内」
 - (c) 「新規登録の手引（経過措置対象者用）」
 - b 経過措置による登録を受ける方は、下記4点を用意の上試験センター登録部あて登録申請してください。
 - (a) 「介護福祉士登録申請書」（資料編5参照）
※ 「新規登録の手引」に同封
 - (b) 「介護福祉士養成施設の卒業（修了）証明書」
 - (c) 「登録手数料振替払込受付証明書」
※ 専用の払込用紙を「新規登録の手引」に同封
 - (d) 戸籍抄本等の本人確認書類
- ② 第30回介護福祉士試験を受験しなかった方
 - a 平成29年12月に予め「新規登録の手引（経過措置対象者用）」を介護福祉士養成施設に送付します。
 - b 経過措置による登録を受ける方は、上記①のbと同じになります。
- ③ 経過措置による登録を受けた方へ送付する書類
 - a 「改正法附則第6条の2第1項該当年月」と記載された登録証
 - b 「資格登録有効期限通知書」（資料編7（1）参照）
 - c 「登録の手引＜変更登録用＞」（氏名、本籍（都道府県域を越える変更）等の変更を届け出るための手引と提出書類）

(参考)

- 第30回介護福祉士試験に合格した方
試験合格時に「介護福祉士国家試験合格証書」及び「新規登録の手引」（試験合格者用）を合格者本人に送付しますので、介護福祉士登録申請書等を用意の上登録申請してください。

イ 改正法附則第6条の2第1項により新規登録を受けた方のそれ以降の選択肢と手続き（P7「新規登録後の選択肢と手続き」参照）

(ア) 経過措置による介護福祉士登録の有効期限とその解除

① 経過措置による介護福祉士登録は、資格登録有効期限（育児休業等の届出をし資格登録有効期限を変更した方は延期後の資格登録有効期限）である平成35年3月31日（5年経過日）までの間の介護福祉士試験（第35回までの介護福祉士試験（育児休業等の届出をし資格登録有効期限を変更した方は、延期後の資格登録有効期限までの介護福祉士試験））に合格し登録を受けた際に付された資格登録有効期限を解除しなければ、資格登録有効期限の翌日の平成35年4月1日付け（育児休業等の届出をし資格登録有効期限を変更した方は延期後の資格登録有効期限の翌日付け）で消除されることとなります（改正法附則第6条の2第2項）。

② ただし、平成30年4月1日（卒業年度の翌年度の4月1日）から平成35年3月31日（資格登録有効期限（育児休業等の届出をし資格登録有効期限を変更した方は延期後の資格登録有効期限）（5年経過日））まで5年間継続して介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）附則第13条第9項の規定により読み替えて適用する同法第5条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護等の業務に従事した場合は、試験に不合格、又は受験していなくても資格登録有効期限は解除され、介護福祉士登録は引き続き有効となります（改正法附則第6条の3）。

(イ) 改正法附則第6条の2第1項により新規登録を受けた方が第31回から第35回までのいずれかの介護福祉士試験（育児休業等の届出をし資格登録有効期限を変更した方は、延期後の資格登録有効期限までの介護福祉士試験）に合格した場合（資格登録有効期限の解除）

① 試験センター理事長名による「介護福祉士国家試験合格証書」及び「資格登録有効期限解除通知書」（資料編7（2）参照）を合格者本人に送付します。

② 介護福祉士試験の合格によって資格登録有効期限は解除されますので合格者本人から申請や届出の必要はありません。

③ 合格により介護福祉士登録は資格登録有効期限（育児休業等の届出をし資格登録有効期限を変更した方は延期後の資格登録有効期限）（5年経過日）の翌日以後も有効となります。

なお、合格により登録事項（改正法附則第6条の2第1項）に変更は生じませんので交付済の登録証は引き続き有効です。

(ウ) 改正法附則第6条の2第1項により新規登録を受けた方が養成施設を卒業した年度の翌年度の4月1日から資格登録有効期限（育児休業等の届出をし資格登録有効期限を変更した方は延期後の資格登録有効期限）（5年経過日）まで、5年間継続して介護等の業務に従事した場合（改正法附則第6条の3）の手続き（資格登録有効期限の解除）

① 経過措置による登録を受けた際に、登録証に同封されていた「登録の手引<変更登録用>」在中の「5年間の介護等業務従事届」（資

料編7(3)-1参照)及び「介護等業務従事証明書」(資料編7(3)-2参照)を作成の上試験センターに平成35年4月14日まで(育児休業等の届出をし資格登録有効期限を変更した方は延期後の資格登録有効期限から14日以内)に届出してください。

a 「5年間の介護等業務従事届」は本人が記入してください。

b 「介護等業務従事証明書」は従業先で記入してもらってください。

- ② 「養成施設を卒業した年度の翌年度の4月1日から資格登録有効期限(5年経過日)まで、5年間継続して介護等の業務に従事した場合」とは、「介護福祉士養成施設を卒業した者に対する資格取得の特例の取扱いについて」(平成29年4月20日社援発0420号第4号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「局長通知」という。)の「1 介護等の業務の範囲」にいう施設、事業において、介護等の業務に従事したと認められる職種であった期間(従業期間)が、介護福祉士養成施設を卒業した年度の翌年度の4月1日から連続して1,825日以上であり、かつ、当該期間の中で介護等の業務に従事した期間が通算900日以上である場合です(資料編8参照)。

したがって平成30年3月に卒業した方の場合、従業期間は平成30年4月1日から連続して平成35年3月31日(資格登録有効期限(育児休業等の届出をし資格登録有効期限を変更した方は、延期後の資格登録有効期限))までである必要があります。

- ③ また従業先が社会福祉法人から株式会社が変わったり、障害者施設から高齢者施設に異動となってもそれが局長通知の介護等の業務の範囲であって従業期間が連続していれば差し支えありません。
- ④ なお、改正法附則第6条の4及び社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成28年厚生労働省令第168号)第3条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令132号)附則第2条(資料編3参照)に定められている育児休業等した場合、届出により資格登録有効期限(5年経過日)は当該休業期間分の延期となり、従業期間は平成30年4月1日から延期後の資格登録有効期限まで必要となります。
- ⑤ 「介護等業務従事証明書」は5年間従業した株式会社、社会福祉法人等の分全て必要となります。

したがって従業先が変わる際は、必ず退職前に「介護等業務従事証明書」の作成を事業主等に依頼し交付を受けて下さい。

当該証明書(従業先が変わっている方は従業先毎に必要。)による立証(従業期間が連続して1,825日以上であり、かつ従事日数が通算900日以上であること。)ができない場合は、改正法附則第6条の2第2項により資格登録有効期限(育児休業等の届出をし資格登録有効期限を変更した方は延期後の資格登録有効期限)に介護福祉士の登録は効力を失うため翌日付けで登録が消除されます。

- ⑥ 試験センター登録部に届出のあった「5年間の介護等業務従事届」及び「介護等業務従事証明書」により、養成施設を卒業した年度の翌年度の4月1日から資格登録有効期限(育児休業等の届出をし資格登録有効期限を変更した方は延期後の資格登録有効期限)まで、5年間継

続して介護等の業務に従事した場合であることが確認された方に対しては、「資格登録有効期限解除通知書」により期限の解除を通知します。

5年間継続して介護等の業務に従事した場合であることが確認されたことにより、介護福祉士登録は資格登録有効期限（育児休業等の届出をし資格登録有効期限を変更した方は延期後の資格登録有効期限）の翌日以後も有効となります。

なお試験合格の場合と同様に、登録事項（改正法附則第6条の2第1項）に変更は生じませんので交付済の登録証は引き続き有効です。

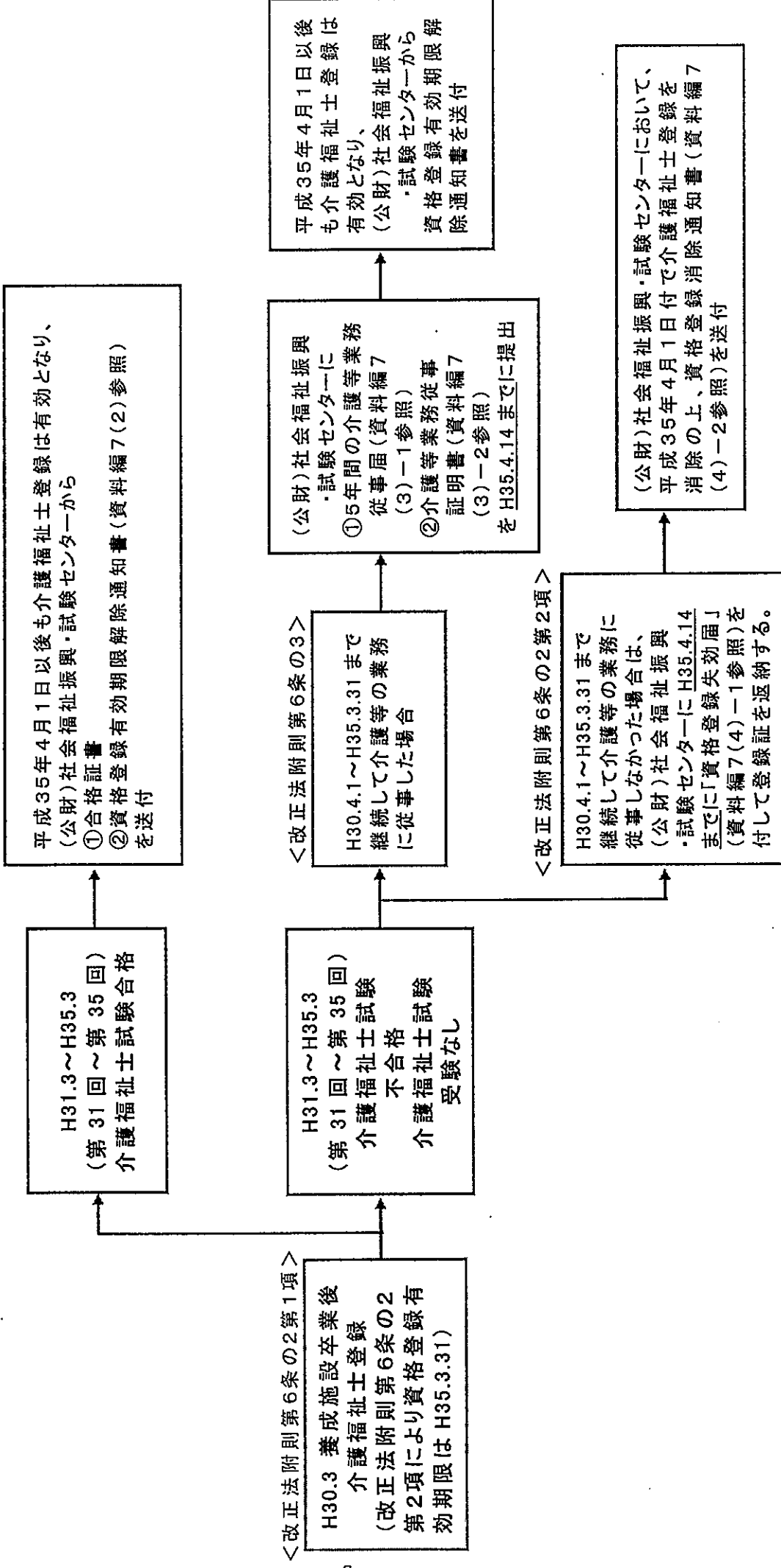
(エ) 改正法附則第6条の2第1項により新規登録を受けた方が（イ）、（ウ）のいずれも該当しない場合の手続き

平成30年3月に養成施設を卒業し改正法附則第6条の2第1項による介護福祉士登録を受けた方が、上記（イ）の第31回から第35回までのいずれかの介護福祉士試験（育児休業等の届出をし資格登録有効期限を変更した方は延期後の資格登録有効期限までの介護福祉士試験）に合格、（ウ）の養成施設を卒業した年度の翌年度の4月1日から資格登録有効期限（育児休業等の届出をし資格登録有効期限を変更した方は延期後の資格登録有効期限）まで5年間継続して介護等の業務に従事した場合、のいずれも該当しない場合（5年間の従業先毎の「介護等業務従事証明書」が準備できず、改正法附則第6条の3としての確認ができなかったケースを含む。）は、資格登録有効期限（育児休業等の届出をし資格登録有効期限を変更した方は延期後の資格登録有効期限）である平成35年3月31日（5年経過日）に当該登録の効力を失う（改正法附則第6条の2第2項）ことから、平成35年4月14日まで（育児休業等の届出をし資格登録有効期限を変更した方は延期後の資格登録有効期限から14日以内）に「資格登録失効届」（資料編7（4）-1参照、「登録の手引<変更登録用>」に在中）を同封の上介護福祉士登録証を試験センター登録部に返納してください。

(参考) 平成34年から平成38年までの毎年7月（育児休業等の届出をし資格登録有効期限を変更した方は延期後の資格登録有効期限の9か月前）に送付する注意喚起通知について

改正法附則第6条の2第1項による介護福祉士登録が平成35年3月31日に失効する方（平成30年3月に養成施設を卒業して登録を受けた方）に対しては、①今年度末に介護福祉士登録が失効する旨をお知らせするとともに、②育児休業等した方で未届となっている方は「資格登録有効期限変更届兼〇〇休業取得証明書」を速やかに提出すること、③5年間継続して介護等業務に従事した方は、「5年間の介護等業務従事届」及び「介護等業務従事証明書」を平成35年4月14日までに提出すること、④上記②、③のいずれにも該当しない方は、「資格登録失効届」を同封の上介護福祉士登録証を平成35年4月14日までに試験センター登録部に返納すること、といった内容の「資格登録有効期限到来通知書」を平成34年7月に試験センターから送付します。

新規登録後の選択肢と手続き



(注) 1. 育児休業等した方の資格登録有効期限は、届出により当該休業期間分(最大5年間)の延期となる。
 2. 育児休業等により資格登録有効期限を変更した方は、第35回介護福祉士試験以降であっても延期後の資格登録有効期限前の試験に合格することにより資格登録有効期限は解除されます。

(2) 育児休業等の概要

ア 育児休業等の範囲

- (ア) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）（以下「育児・介護休業法」という。）第2条第1号に規定する育児休業
- (イ) 育児・介護休業法第2条第2号に規定する介護休業
- (ウ) 育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業に後続する休業であって子の養育をするためにするもの
- (エ) 育児・介護休業法第2条第2号に規定する介護休業に後続する休業であって同条第4号に規定する対象家族を介護するためにするもの
- (オ) 災害、疾病その他やむを得ない理由による休業（社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成28年厚生労働省令第168号）第3条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第132号）附則第2条、資料編3参照）

イ 育児休業又は介護休業する場合の手続き

登録証に同封されていた「登録の手引<変更登録用>」在中の「資格登録有効期限変更届兼〇〇休業取得証明書」（上記アの（ウ）、（エ）の休業をする場合は「資格登録有効期限変更届兼〇〇休業に後続する休業取得証明書」（資料編10-1参照））を作成し、休業に入る前に試験センター登録部に提出してください。

（注）「災害、疾病その他やむを得ない理由による休業」については、今後、厚生労働省との調整が済み次第、提出する証明書類や手続き等についてお知らせすることとしております。

ウ 育児休業又は介護休業の届出をした場合の資格登録有効期限

(ア) 育児休業又は介護休業の届出をした方の資格登録有効期限は、登録時に試験センターより通知した資格登録有効期限から育児休業又は介護休業した期間の日数分延期となります。

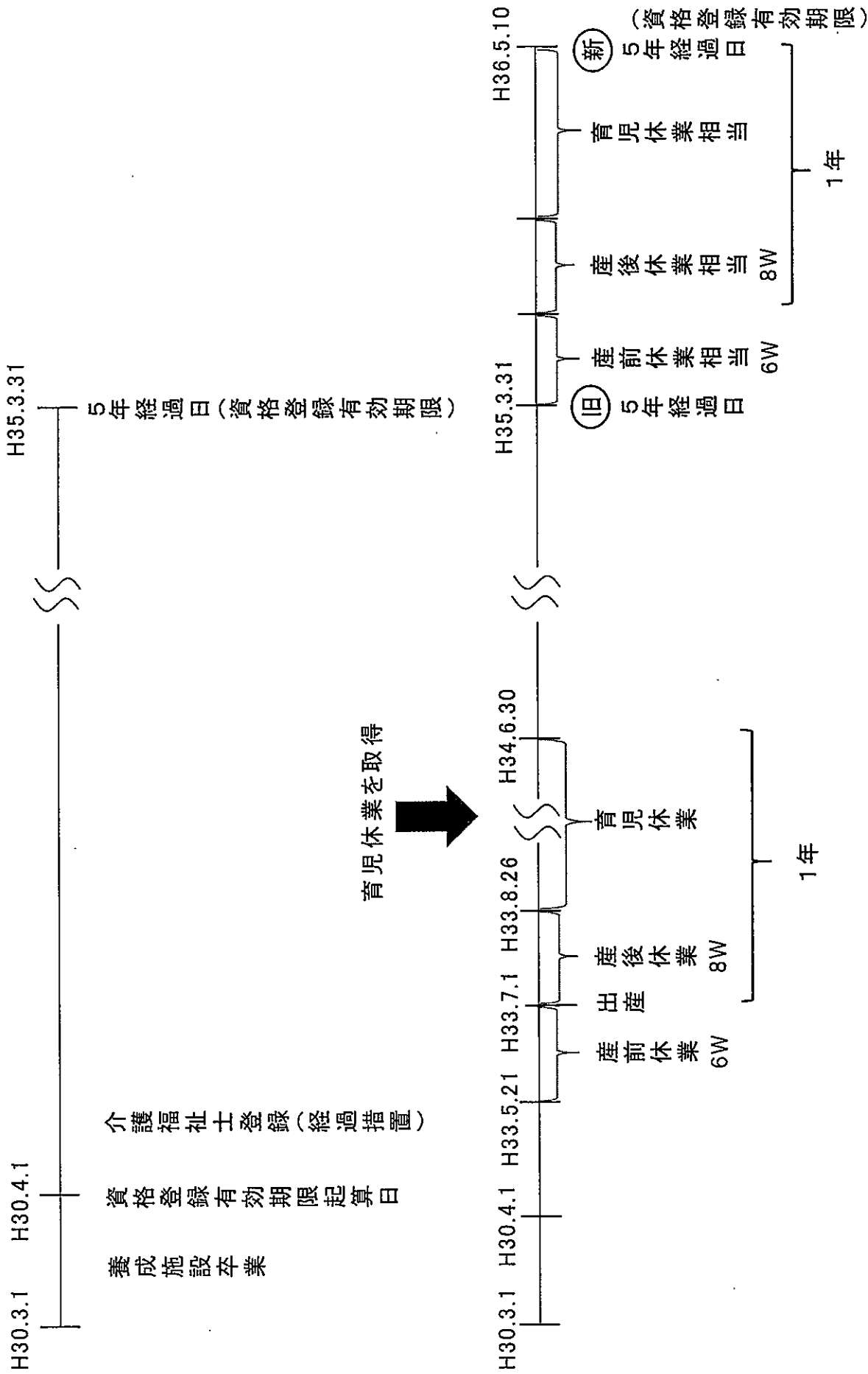
例えば、産前休業を6週間、産後休業を8週間、育児休業を子が1歳に達する日まで取得した場合、当該休業期間の日数分資格登録有効期限が延期となるため、資格登録有効期限は平成35年3月31日から平成36年5月10日となります。（図-育児休業した場合の資格登録有効期限（P9）参照）

なお、育児休業等の休業による資格登録有効期限の延期は最長5年までです（改正法附則第6条の4）。

(イ) 育児休業等はその都度届出する必要があります。

例えば育児休業について、子供が1歳に到達する日の翌日からさらに6か月間休業する場合や育児休業に後続する休業をする場合は、その都度届出して資格登録有効期限を変更して下さい。

育児休業した場合の資格登録有効期限



(3) その他の注意事項

ア 住所変更届の提出等

(ア) 改正法附則第6条の2第1項により新規登録を受けた方が住所を変更した場合

新規登録後に住所を変更した方は、登録証とともに試験センターが送付した「登録の手引<変更登録用>」在中の「介護福祉士住所変更届」(無料)を速やかに試験センター登録部あて提出して下さい。

(イ) 住所が変わっているにもかかわらず住所変更届の提出がない場合、試験センターから送付する「資格登録有効期限変更通知書」、「資格登録有効期限の9か月前に送付する注意喚起通知」、「資格登録有効期限解除通知書」といった重要なお知らせ(簡易書留郵便)が宛所不明で試験センターに戻って来てしまい、改めて試験センターに届出されている電話番号に連絡し新住所を確認の上再送しますが、重要なお知らせの配達が遅れますので速やかな住所変更届の提出をお願いします。

(ウ) なお注意喚起通知が宛所不明で試験センターに戻って来た場合で届出されている電話番号も変わっているなど音信不通となった方については、①資格登録有効期限から14日以内に「5年間の介護等業務従事届(介護等業務従事証明書を含む。）」、届出漏れの「資格登録有効期限変更届兼〇〇休業取得証明書」の提出がないことを確認の上、②「資格登録失効届」の提出がなくても、介護福祉士登録を消除します。

イ 事業主等への介護福祉士登録の失効の告知

改正法附則第6条の2第1項により介護福祉士登録を受けた方が、資格登録有効期限までに介護福祉士試験に合格しなかったこと等により介護福祉士登録の効力を失った場合の手続きは、(1)のイの(エ)のとおりですが、現に介護福祉士として就労している方は併せて事業主等に直ちにその旨を告知して下さい。

介護福祉士登録が失効していることを事業主等に告知しなかった場合、事業主等が失効している方を介護福祉士として算定してしまい、算定要件を満たさないにもかかわらず「サービス提供体制強化加算」、又は「特定事業所加算」※の届出をするといった不適切事案の原因となるおそれがありますので注意して下さい。

※ 介護報酬を算定する上で、介護福祉士が全職員の50%以上配置されている事業所など算定要件を満たしている場合に、届出により加算が受けられる。